

住まい快適リフォーム助成事業のご案内

長門市では家屋のリフォーム工事の経費に対して補助金を交付しています。

令和7年度からの変更点

- ①「過去5箇年度に同補助金を受けた家屋は補助金が受けられない」というルールが無くなりこれまでに住まい快適リフォーム助成事業を受けた家屋であっても申請可能です。
※令和9年度以降も上記条件が無くなるかは未定
- ②補助金申請書の様式が変わりました。昨年度までの様式は使えません。

補助金の額

リフォーム工事経費※の20%を補助

※ただし補助金の上限は10万円(1,000円未満切捨)

※ リフォーム工事経費は「消費税抜きの金額」を基準とします

※ 補助金は「長門市内のみ使用可能な商品券」の形で交付されます。現金では交付されません。

補助金の加算制度

本制度は、下記の条件を満たした場合、上記の補助金額に加算して補助金が交付される制度です。

① 断熱改修工事

リフォーム工事の内容が1室全体の断熱性能を高める工事であること

加算額 最大10万円

■ 断熱性能を高めるとは？

- 外気に触れる部分を全て改修するもの(例:壁に断熱材を設置、窓を断熱窓に取り替え)
→詳細は別紙「断熱リフォーム工事の基準」を参照

② 長門市産木材使用

長門市内の山林で伐採した木材を10m³以上使用した工事であること

加算額 下表に基づき最大10万円

補助対象木材	加算額単価(m ³ 当り)	備考
スギ	2,000円	・合計10m ³ 以上使用していること
ヒノキ	3,000円	・市内木材である証明及び材質の使用量を提出すること
シイ及びその他広葉樹	4,000円	

③ 子育て世帯

補助金申請者の世帯に中学生以下の子どもが含まれていること

加算額 最大10万円

補助金を受けるための条件

補助金を受けるためには以下の条件を全て満たしている必要があります。

■ 申請者に関する条件

- ・ 長門市内に所在する家屋で、建築から 5 年以上経過した申請者が所有する家屋であること
- ・ 申請する家屋に申請者または 3 親等以内の親族が 1 年以上居住している
- ・ 申請者が長門市税等を滞納していない
- ・ 申請した工事で長門市役所の他の補助金を受けていない
- ・ 申請した工事で国の断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業の補助金を受けていない

■ 工事内容に関する条件

- ・ 市内に本店所在地を有する施工業者等に依頼して行う工事
- ・ 補助対象工事に要する経費が 10 万円以上(消費税及び地方消費税を除く)の工事
- ・ 補助金申請年度の 12 月末までに完了する工事
- ・ 工事内容が補助金の目的に沿った工事であること(対象工事の例は別紙「よくある質問」参照)

注意事項

補助金の申請では、以下の点にご注意ください。

- ・ 工事は、補助金交付決定後に着手してください。決定前に着手した工事は、補助金対象外になります。
- ・ 不正な手段や事実と異なる内容によって補助金の交付を受けた場合、補助金の返還を求めます。
- ・ 工事内容や工事金額が変わるのは、速やかに建築住宅課に報告してください
- ・ 交付される商品券は、交付される元となった工事には使用できません。
追加工事に対しては使用可能ですが追加工事の内容等を確認する場合があります。
- ・ **申請から交付決定まで最大 30 日ほど必要です。余裕をもって申請してください**

申請方法

必要な書類を建築住宅課に提出してください。または、インターネットによる申請が可能です。

インターネット申請フォームは右記の QR コードからアクセスまたは下記 URL からアクセス。

【 <https://7d60ebbc.form.kintoneapp.com/public/sumaikaiteki> 】



受付期間：令和 8 年 3 月 2 日(月)から 令和 8 年 11 月 25 日(水)まで

お問い合わせ・書類提出先

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所 建築住宅課 住宅班 TEL 0837-23-1186